



川 越

2024 年 7 月

農委スポット情報



川越地区でトマトを栽培している生産者さんにご協力いただいて撮影した写真です。写真は、中玉トマトの「フルティカ」で6月から7月にかけて出荷する予定で作業をしています。

＜松郷地内のビニールハウス（令和6年5月中旬撮影）＞

主 な 内 容

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ◇川越市賃借料情報…………… 2 | ◇農地の賃借の方法が変わります… 2 |
| ◇今年も農地パトロールを実施します …… 3 | ◇農家状況調査にご協力をお願いします… 4 |

川越市賃借料情報

令和5年1月から12月までの川越市内の農地の賃貸借と使用貸借の件数については、総件数166件、賃貸借22件、使用貸借144件で、割合は、賃貸借13.3%、使用貸借86.7%です。地区別の10aあたりの賃借料は下表のとおりです。

なお、この情報はあくまで参考であり、賃借料を決める場合は水利費等も含め貸主、借主でお互いによく話し合って決めてください。

※賃貸借とは賃借料(物納を含む)が発生する農地の貸し借りのことです。使用貸借とは賃借料が発生しない無償の農地の貸し借りのことです。

	田				畑			
	単位(件)	単位(円)			単位(件)	単位(円)		
	データ数	平均額	最高額	最低額	データ数	平均額	最高額	最低額
市全域	5	7,700	11,700	5,000	6	11,200	20,000	7,000

芳野	5	7,700	11,700	5,000	—	—	—	—
福原	—	—	—	—	6	11,200	20,000	7,000

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。データ数が5件未満の地区は表示しておりません。
- ・集計には、農地法と農業経営基盤強化促進法による賃借料を合算して集計しています。(法人による賃借は除外しています。)
- ・金額は、平均額の±70%に比べて低額あるいは高額な賃借料を除外して再計算した金額です。
- ・物納の場合は、米60kgを11,700円に換算しています。

農地の賃借の方法が変わります

法律改正により、令和7年4月以降の農地の賃借は、これまでの方法(農用地利用集積計画による利用権設定)が廃止され、農地中間管理機構を介した手続きに変わります。

なお、手続きの窓口は農政課になります。

これまでの方法と比べ手続きに時間がかかるため、賃借の希望時期がある場合は早めに書類の提出をお願いします。必要書類等、詳しくは右の二次元コードより市ホームページをご確認いただくか、農政課へお尋ねください。

《農地中間管理機構を介した賃借の手続スケジュール》

書類の提出期限	賃借の希望時期	提出先
令和6年12月27日(金)	令和7年4月	農政課
令和7年1月31日(金)	令和7年5月	
令和7年2月28日(金)	令和7年6月	

※令和7年3月以降のスケジュールは、二次元コードより確認できます。
※手続きには3か月程度かかります。



問い合わせ先 農政課 経営支援担当 市役所本庁舎5階 ☎224 - 5939 (直通)

今年も農地パトロールを実施します

農業委員会では、8月上旬に農業委員・農地利用最適化推進委員による市内全域の農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します。

農地パトロールは、農地の利用状況を確認するとともに、遊休農地の実態を把握し、その発生防止や解消につなげることを目的としています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者に対して是正指導を行うとともに、農地の利用意向調査を実施します。

農地パトロール前の耕うん、除草等にご協力をお願いします。

<遊休農地とは>

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地

※作付けができていなくても、維持管理(草刈等)が行われていれば、遊休農地とはなりません。

農作業に伴う道路への

泥落下防止について

田んぼや畑での農作業でトラクターなどの農業機械を使用した後に道路へ出る際には、機械についた泥などを落としてから走行するようお願いします。歩道や車道に落ちた土や泥のかたまりは、通行人や車両等の通行の妨げや、交通事故の原因となり大変危険です。交通安全や環境美化のため、皆様のご協力をお願いします。

令和6年度川越市における 農地利用最適化の推進に係 る施策等に関する意見書

(回答)

令和5年10月19日に川越市長へ提出した「令和6年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」に対し、令和5年12月14日付けで回答がありました。

意見書及び回答につきましては、市ホームページに掲載しています。



意見書・回答

農業委員会事務局

人事異動

令和6年4月1日付け

【市長部局へ出向】

地域包括ケア推進課

神立 寛司(調整担当主幹)

開発指導課

榎本 亮太(農地担当主査)

【着任】

伊藤 秀樹(調整担当副主幹)

森井 孝信(農地担当主査)

全国農業新聞を

購読しませんか？

【発行日】 毎週金曜日

【購読料】 月700円

【お申込み】

農業委員会事務局まで

Tel 224・6134



農委スポット情報では、

「農業に関する情報」を募集

しています。地域のイベント・

取組み等がありましたら、農

業委員会事務局までご連絡く

ださい。

農家状況調査にご協力をお願いします

今年も 10a (1,000 m²)以上の農地を経営している農家の方を対象に、農家状況調査を実施します。本調査は、農地台帳を更新するために毎年実施するもので、農地台帳登載証明(農家証明)等各種証明書の発行、農業委員会の業務全般に活用します。

【調査方法】 農業委員会事務局からご自宅に調査票を郵送します。

【発送時期】 9月中旬を予定

【記入方法】 調査票には、前年度にご回答いただいた所有農地の作付状況、農家世帯の構成員、農業従事日数、農業機械の所有状況等が記載されています。内容をご確認いただき、同封の記載例を参考にご記入をお願いします。

(所有者、地番等の農地情報は令和6年1月1日時点の登記簿情報を基にしています。)

【提出方法】 同封の返信用封筒で、農業委員会事務局に返送してください。

【お 願 い】 同封の「農地の売却・貸付に関する意向調査」の回答にご協力をお願いします。
(回答は地域計画の策定等に利用いたします)

※地域計画とは…農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

農業者年金に 加入しませんか

～農業者年金の特徴～

『農業者なら広く加入できる』
65歳未満(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)の国民年金第1号被保険者であつて年間60日以上農業に従事する方であれば誰でも加入できます。

『保険料が自由に決められる』
月額2万円から6万7千円の間で加入者自り千円単位で自由に設定することが出来ます。また、保険料はいつでも見直し可能です。

『終身年金で80歳前に亡くなった場合は死亡一時金がある』
年金は終身受給できます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

※加入をご検討される場合は農業委員会事務局またはお近くのJA各支店にお気軽にお問い合わせください。

新編集委員紹介

この度、川越市農業委員会編集委員に就任いたしました。
よろしく願いいたします。



委員長 時田 重雄
副委員長 新井 計男
編集委員 小嶋 光一
島村 茂勝
村山 芳則
荻野 勝美



後列左から 島村委員、荻野委員、村山委員
前列左から 新井副委員長、時田委員長、小嶋委員